

第16表 個別事件数

(件)

年次	区分	前年繰越件数	新規件数	係属件数	終結件数
H13-28			495	495	493
29		2	18	20	17
30		3	21	24	23
31・元		1	36	37	32
2		5	29	34	33
3		1	14	15	14
4		1	11	12	12
計			624		624

令和4年における係属事件は12件(前年繰越事件1件、新規事件11件)で、12件全てが終結し、翌年に繰り越された事件はなかった。

なお、平成13年10月の制度運用開始以降、令和4年までの各年の新規事件の累計件数は624件となった。

第17表 申請者の労使別、雇用形態別、申請経路別件数

(件)

年次	区分	申請 総件数	申請者		雇用形態				申請経路		
			労働者	使用者	正社員	契約社員	パート労働	その他	振興局	直接	その他
H13-28		495	491	4	288	81	118	8	146	106	243(4)
29		18	17	1	11	3	3	1		3	15(0)
30		21	20	1	11	6		4		2	19(0)
31・元		36	36		26	2	6	2		3	33(13)
2		29	26	3	15	3	8	3		19	10(5)
3		14	14		10	1	3			10	4(3)
4		11	11		4		5	2		2	9(2)

(注) 申請経路の「その他」欄の括弧書きは社会保険労務士を介した申請件数で内数。

新規事件11件の申請者区分をみると、11件全てが「労働者」からの申請であり、「使用者」からの申請はなかった。また、あっせん事件の当事者となった労働者の雇用形態をみると、「パート労働」が5件で最も多く、全体の約45%を占めた。

申請経路をみると、申請者が「直接」申請したものが2件、「その他」が9件であった。また、「その他」のうち、2件が社会保険労務士を介した申請であった。